

## 事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	県民生活部生活衛生課
施策名	(3) 食品の安全・安心の確保と安全・安心な消費生活の実現	課(室)長名	本多 秀男
事業群名	① 食品の安全性の確保	事業群関係課(室)	

### 1. 計画等概要

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

##### 《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

食品営業施設の衛生管理の確認と製造又は販売されている食品等の検査や食肉の全頭検査を行うとともに、生産者へ検査データを還元し、健康で安全な家畜の生産を支援することにより、食中毒等の発生防止に努め、食品の安全性の確保を図ります。

事業群指標	最終目標 (毎年度)	基準値 (H27 算出値)	実績 (H27)	達成率	【進捗状況の分析】
食品取扱施設の監視指導件数	20,000件 以上	19,323件	21,176件	-	食品衛生法に基づき、食中毒の発生状況や社会状況、各保健所の実情などを踏まえ毎年度策定する長崎県食品衛生監視指導計画により、各保健所が効率的かつ効果的に監視指導を実施することで、食中毒をはじめとする健康被害の発生件数を低く抑えることができることから、監視指導件数を指標とし、平成28年度に開催される「ねんりんピック長崎2016」に向けて弁当調整施設及び宿泊施設等を中心に各保健所が重点的に監視を強化した結果が実績に反映され、目標値を達成している。
事業群の進捗状況					

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

##### 《取組項目及び現状と課題》

i) 食品製造施設、飲食店などの監視指導による食中毒等の健康被害防止

・監視指導計画により監視指導の重要度の高い業種ほど年間の監視回数を多く設定することとしており、Aランク監視業種からDランク監視業種に4分類し、計画的に食品製造施設、飲食店等の監視・指導を実施することで食中毒等の健康被害の発生を防止している。

ii) 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除

・県内において製造、加工等される食品を含め、広域流通食品等を中心に、過去の違反事例や食中毒事例等を踏まえ、違反の可能性が比較的高いと考えられる食品等に対し収去検査・モニタリング検査を実施し、基準に適合しない食品の排除等により食品の安全性を確保している。

iii) 生産者へのと畜検査データ還元による家畜の疾病対策支援

・と畜場、死亡獣畜取扱場<sup>※</sup>、化製場<sup>※</sup>、準用施設<sup>※</sup>を指導監督することにより、食肉の不正流通を防止し、食肉の安全性を確保している。  
 ・食肉となる獣畜(牛・馬・豚・めん羊・山羊)の全頭を検査し、食用不適な獣畜の肉・内臓等の全部又は一部について廃棄処分を行うことにより、安全で衛生的な食肉の流通を図っている。また、と畜検査データを生産者に還元することにより、生産者による家畜疾病予防の一助となっている。  
 ・食肉となる食鳥の全羽を検査し、食用不適な食鳥の肉・内臓等の全部又は一部について、廃棄処分を行うことにより、安全で衛生的な食鳥肉の流通を図っている。

※ 死亡獣畜取扱場: 死亡獣畜を解体し、埋却し、又は、焼却するために設けられた施設又は区域をいう。  
 ※ 化製場: 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいう。  
 ※ 準用施設: 魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、臓器等を化製場又は、これに類する施設に供給するためにこれらの物を貯蔵する施設をいう。

2. 27年度取組実績

取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					事業の成果等	中核事業
			H27実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	事業内容 (事業の実施状況)	指標	主な目標	H27目標	H27実績	達成率		
			H28計画	一般財源	人件費(参考)					H28目標	—	—		
取組項目 ii	県内食品の安全性確保事業	S22-	33,335	33,335	238,797	県内食品関係営業施設・給食施設等(佐世保市・長崎市を除く)	安全な食品の流通等を確保し、食品による健康被害の発生を防止するために、食品衛生法に基づき、県内食品取扱い施設の監視指導並びに流通食品の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止した。食中毒事件発生時には、原因調査を行い、原因施設に対する行政処分や衛生指導を実施し、被害拡大防止と再発防止を図った。	活動指標	監視指導件数(件)	20,000	21,176	105%	計画的な監視指導の結果、監視指導件数は目標値の105%と目標を達成した。食中毒発生件数は、目標(過去5年間の最小値※1)を達成できなかったが、近年の食中毒の発生件数は、計画に基づく監視指導の結果、おおむね低い件数で推移している。	○
			成果指標	食中毒最大発生件数(件) <sup>※1</sup>	4			6	50%					
	活動指標	食品等の検査件数(件)	2,300	2,317	100%			検査した食品等の成分規格適合率は、目標数に対して101%となり目標を達成した。流通食品の安全を確保するための収去検査の役割は大きい。						
	成果指標	成分規格適合率(%)	95	96	101%									
生活衛生課			33,397	33,397	238,804				2,300	—	—			
取組項目 iii	食肉衛生検査所運営事業	S28-	32,862	31,268	278,738	食肉検査申請者	と畜場に出向き、食肉となる獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の全頭について検査実施し、と畜検査によって、食用にできない獣畜のと殺禁止、全部廃棄又は、部分廃棄の行政処分を行った。	活動指標	と畜検査頭数(頭)	数値目標なし	456,135	—	と畜検査は、法に基づいて効率的に実施している。と畜場に搬入される全ての獣畜について、一頭毎に検査を実施し、食用不適食肉については、と殺禁止、全部廃棄、一部廃棄の行政処分により100%排除されている。	○
			成果指標	行政処分頭数(頭)(と殺禁止)	数値目標なし			0	—					
	生活衛生課			35,727	33,016	279,049				数値目標なし	—	—		
	食鳥肉処理施設指導監督事業	H4-	1,128	1,128	3,223	食鳥検査申請者	食鳥の食用の可否について、(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に知事が行う検査を委任し実施した。食鳥検査によって食用にできない食鳥のと殺禁止、全部廃棄又は、部分廃棄の行政処分を行った。	活動指標	食鳥検査羽数(羽)	数値目標なし	14,833,054	—	食鳥肉検査は、法に基づいて効率的に実施している。搬入される全ての食鳥について、一羽毎に検査を実施し、食用不適食鳥肉については、と殺禁止、全部廃棄、一部廃棄の行政処分により100%排除されている。	
			成果指標	行政処分頭数(羽)(と殺禁止)	数値目標なし			74,446	—					
	生活衛生課			6,622	6,622	3,224				数値目標なし	—	—		
	と畜場等処理施設指導監督事業	S28-	195	195	15,307	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置者	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設の許認可及び立入指導を実施した。	活動指標	立入指導件数(件)	40	69	172%	安全で衛生的な食肉の確保と不正食肉の流通を防止している。	
			成果指標	施設基準適合率(%)	100			100	100%					
生活衛生課			244	244	15,324				100	—	—			

### 3. 検証及び問題点の抽出

#### 【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

- i) 食品製造施設、飲食店などの監視指導による食中毒等の健康被害防止に関しては、計画的な監視指導により、食中毒発生件数は低い数値で推移しており、食品の安全性の確保が図られている。県立保健所管内の食品営業施設数は減少傾向にあるが、計画の目標値を下げることなく監視指導を実施して、食品の安全確保に努める。
- ii) 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除に関しては、計画的な収去検査等により、流通する食品の安全性の確保が図られている。県立保健所管内の食品営業施設数は減少傾向にあるが、計画の目標値を下げることなく収去検査等を実施して、食品の安全確保に努める。
- iii) 生産者へのと畜検査データ還元による家畜の疾病対策支援に関しては、施設立入件数は目標値を達し、と畜検査頭数、食鳥処理羽数も順調に推移している。
- ・と畜場等処理施設指導監督は、と畜場の衛生管理のみならず化製場等の施設において、その施設基準に適合しているかの確認は重要であり、立入指導件数は目標値を達しており、監視・規制は効率的に行われている。
  - ・食肉衛生検査所運営事業に関しては、食用に供する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)はすべて、と畜検査を行わなければ食用にできない。食肉の安全性を確保するためには必要不可欠である。と畜検査を行うと畜検査員は、知事が県職員である獣医師の中から任命することと「と畜場法」に規定されている。と畜場に搬入されるすべての獣畜について、一頭ごとに検査し食用不適肉については、100%排除されている。
  - ・食鳥処理に関する法律に基づき、すべての食鳥について検査を実施した結果、食用不適のため、0.50%がと殺禁止、0.46%が全部廃棄、1.48%がと体・内臓の一部廃棄と判定した。異常鶏・食用不適の食鳥肉の排除が行われており、事業の目的は達成されている。



### 4. 29年度実施に向けた方向性

#### 【問題点解決に向けた方向性】

#### 【個別事務事業の見直し】

	事務事業名		見直しの方向	見直し区分
	事務事業名	事業構築の視点		
<p>i) 食品製造施設、飲食店などの監視指導による食中毒等の健康被害防止</p> <p>ii) 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除</p> <p>・H28年度事業実施状況、食中毒の発生状況、社会状況の変化や各保健所の実情を踏まえて、法で定められているH29年度の監視指導計画を策定し、計画的に監視指導、収去検査等を実施する。</p>	県内食品の安全性確保事業	⑨	<p>本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止している。</p> <p>毎年度策定している監視指導計画は、前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえての改定後、パブリックコメントを経て策定しており、平成28年度は、豚肉・豚内臓を生食用として提供することを禁止する規格基準の改定等を反映した食肉による食中毒予防に関する重点監視事項を変更して策定し、指導を実施した。平成29年度以降も、同様の手法により、監視指導計画の随時見直しを行い事業を継続する。</p>	改善
<p>iii) 生産者へのと畜検査データ還元による家畜の疾病対策支援</p> <p>・と畜場の衛生管理のみならず、死亡獣畜の不正流通を防止することは、食肉の安全性を担保するものであり、また、化製場等の施設において、その施設基準に適合しているかの確認は重要である。食肉の安全性のみならず、死亡獣畜の適正な取扱いについては、環境保全の面からも重要であり、引き続き監視指導を実施する。</p> <p>・と畜場に搬入される獣畜は、様々な疾病に罹患していることがあり、それに対応する獣医学に基づく最新の技術と検査体制が常に求められている。検査機器の整備、と畜検査技術の研鑽のための研修などを行い効率的な検査を実施する。</p> <p>・年間30万羽以上を処理する食鳥処理場については、検査を指定検査機関である(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に委任し、効率的に実施する。</p>	食肉衛生検査所運営事業	—	<p>「と畜場法」に基づく県が行う義務的的事业である。食用に供する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)はすべて一頭ごとに、と畜検査を行わなければ食用にできない。と畜検査を行うと畜検査員は、知事が県職員である獣医師の中から任命することと「と畜場法」に規定されており、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であるため、引き続き事業を継続する。</p>	現状維持
	食鳥肉処理施設指導監督事業	—	<p>「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく県が行う義務的的事业である。本県では、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に食鳥検査を委任し、実施している。食鳥肉検査の実施方法は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に規定されており、これに従い効率的に実施する。</p>	現状維持
	と畜場等処理施設指導監督事業	⑨	<p>「と畜場法」、「化製場等に関する法律」に基づく県が行う義務的的事业である。不正食肉の流通を防止し、安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業である。</p> <p>農林部と連携を図り、今後も法改正に適切に対応した業務の改善を図るとともに、牛海面状脳症対策特別措置法(BSE特措法)関連施設(と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場)に対する指導を継続する。</p>	改善